

山梨県販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県販路開拓支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)、雇用開発支援事業費等補助金(地域活性化雇用創造プロジェクト)交付要綱(平成28年11月15日付け厚生労働省発職雇1115第1号)及び地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領(平成28年11月15日付け職発1115第1号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、安定的で良質な雇用の創造を図るため、県内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。)による共同受注グループ(以下「共同受注体」という。)の構築に要する経費について予算の範囲内で補助することにより、中小企業者の新たな販路の開拓を支援することを目的とする。

(補助金交付の対象)

第3条 この補助金交付の対象者は、県内に活動の拠点を有する民間事業体、公益財団法人、特定非営利活動法人とする。ただし、事業開始までに起業する者も含む。

2 補助金交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第 6 条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容の変更をしようとするときは、予め事業変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書（様式第 4 号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して 1 箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 9 条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第 10 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、請求書（様式 7 号）により支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に消費税仕入税額控除適用報告書(第9号様式)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、第6条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第9条第3項の規定を準用する。

(機器及び備品等の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業を実施する場合に必要な機器や備品等を原則として購入することができない。

(書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(別表)

| 補助対象経費 | 補助率 |
|---|-----------------------|
| ・ 営業担当者人件費 | 定額 |
| ・ 旅費（営業担当者活動旅費、連絡調整等旅費） ・ 需用費（消耗品等） ・ 役務費（郵送料、電話料等） ・ 使用料及び賃借料（備品賃借料等） | 補助対象経費の 10 / 10 以内 |

営業担当者人件費及び旅費以外の事業経費（需用費、役務費、使用料及び賃借料）は、事業費全体の50%未満とする。